第5章 原子力災害等応急対策計画

第 1 節 大規模事故対策

第 2 節 危険物等災害対策

第 3 節 林野火災対策

第 4 節 海上災害対策

第 5 節 放射線災害対策

第 6 節 原子力災害対策

本章は、原子力災害をはじめとする大規模あるいは広範囲にわたる災害や事故等において、市及び防災関係機関が 実施する対策について定めたものである。

第1節 大規模事故対策

項 目

第1 大規模事故の応急対策

第1 大規模事故の応急対策

1 大規模事故の対象と対応方針

大規模事故として対象となる災害は、次のとおりである。

■対象となる災害の種類

- 大規模な交通事故(道路事故、鉄道事故)
- 〇 航空機事故
- 大規模な火災
- 土木工事における事故
- その他(化学物質の漏洩、大規模ガス爆発等)

大規模事故は、風水害及び地震災害と異なり、発生原因となる事象及び災害の影響する範囲が 局地的であり、市全域に甚大な被害が発生する可能性は低いと考えられる。

なお、大規模事故が発生したときは、一刻も早く人命を救助し、二次災害を防止することが基本となる。

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な部・班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

統括部(危機管理課)は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

なお、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 緊急避難

市長、消防長又は消防署長は、大規模火災などで必要と認めたとき、警察署と協力して事故現 場周辺の地域住民に避難指示を行う。

なお、避難方向や避難場所については、風向きや現場の情報を収集し適切に判断する。

5 大規模事故での応急対策活動

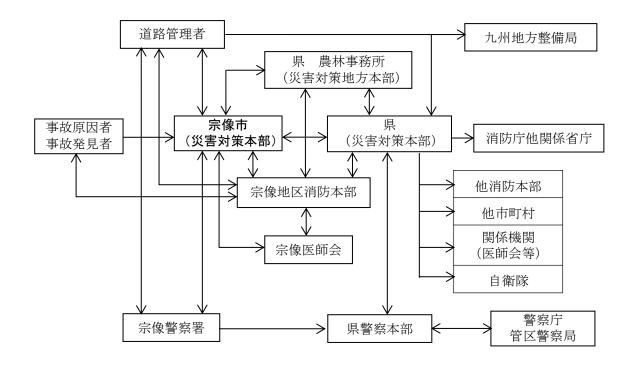
市は、事故発生元関係者と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救

出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難指示等、必要な応急対策を行う。 大規模事故に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

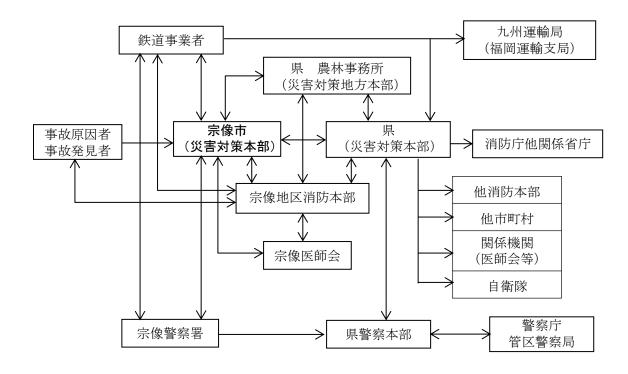
■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 関係防災機関との調整
- 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 避難所等の開設
- 死傷病者の身元確認
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 注) 各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

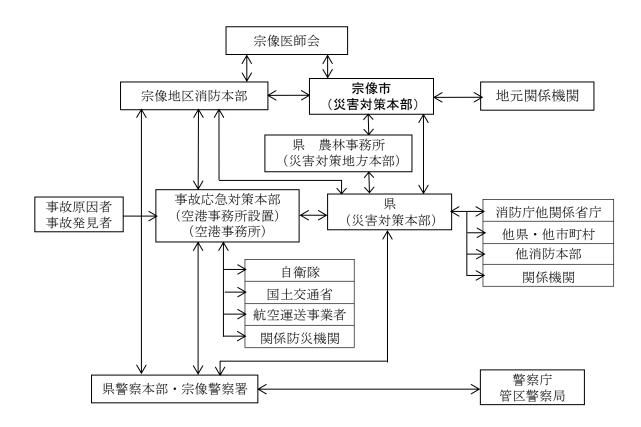
■道路災害情報伝達系統



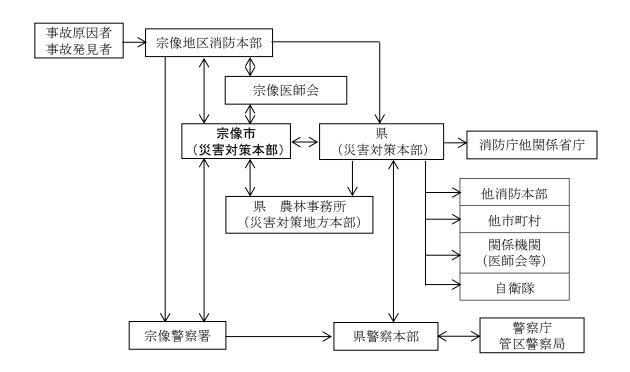
■鉄道災害情報伝達系統



■航空災害情報伝達系統



■大規模火災情報伝達系統



第2節 危険物等災害対策

項 目

第1 危険物等災害の応急対策

第1 危険物等災害の応急対策

1 危険物等の対象と対応方針

本節の危険物等とは、消防法で規定する「危険物」、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)で規定する「毒物」、「劇物」、「特定毒物」、高圧ガス保安法(昭和 26 年法律第 204 号)で規定する「高圧ガス」、火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)で規定する「火薬類」をいう。

危険物等により災害が発生したときは、宗像地区消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、 警察署、県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

また、大規模事故等が発生したときは、二次災害の防止のため必要な応急措置を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

統括部(危機管理課)、宗像地区消防本部、消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

4 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、避難指示等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 避難所等の開設
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 付近住民に対する避難指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
- 危険物等に関する規制
- 注) 各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

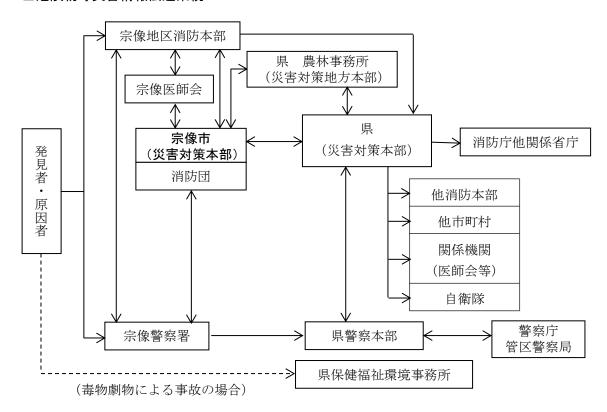
5 二次災害の防止措置

各種危険物を取り扱い、又は保有する施設管理者、保安監督者等は、大規模事故等が発生した ときは、火災、爆発、流出、拡散などの二次災害を防止するため、消防、警察等関係機関へ通報 し、すみやかに必要な応急措置を行う。

■二次災害の防止措置

区分	応 急 対 策
危険物施設	○ 危険物取り扱い作業の緊急停止と安全点検○ 危険物施設からの出火、流出の防止措置○ 危険物による災害発生時の活動体制の確立○ 消防、警察等関係機関への通報○ 従業員及び周辺住民に対する人命安全措置
毒物・劇物保有施設	○ 施設等の安全確認○ 汚染区域の拡大防止措置
高圧ガス施設	○ 製造施設の運転停止等の応急措置と施設の安全確認○ 落下防止、転倒防止等の安全措置○ 火気使用禁止の広報や危険なときの警告、通報措置
火薬類貯蔵施設	施設等の安全確認火薬類の数量等の確認危険なときの警告、通報措置

■危険物等災害情報伝達系統



第3節 林野火災対策

項 目

第1 林野火災の応急対策

第1 林野火災の応急対策

1 対応方針

林野火災が発生したときは、宗像地区消防本部と消防団が連携して、消火活動を行う。

なお、林野火災は、消火活動が極めて困難であることから、空中消火の実施要請など、状況に 応じて近隣消防機関、県等の広域応援体制を確立する。

2 災害対策本部の設置

市長は、宗像地区消防本部と連携し、災害の状況から判断して必要であれば災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備するとともに、宗像地区消防本部に協力する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報伝達

林野火災の発見者は、直ちに宗像地区消防本部へ通報する。

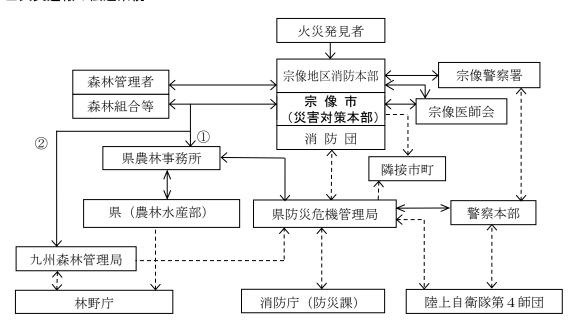
市長又は消防長は、林野火災が発生したときは、県、隣接市町、警察署等へ通報するとともに、状況に応じ、地区住民、入山者等に対し周知を図る。

統括部(危機管理課)は、火災の規模等が即報基準に達したとき、また、特に必要と認めるときは、県(総務部防災危機管理局)に報告する。

■即報基準

- 焼損面積 10ha 以上と推定されるもの
- 空中消火を要請した又は実施したもの
- 住家等へ延焼するおそれがあるもの
- 人的被害が発生したもの
 - ・死者が3人以上生じたもの
 - ・死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- 人的被害が発生したもの
- 自衛隊に災害派遣を要請したもの

■火災通報の伝達系統



- ①民有林(県営林を含む)に係る場合
- ②国有林に係る場合
 - --- 通常の通信系統
- ----- 必要に応じての通信系統

4 活動体制の確立

(1) 現場指揮本部の設置

宗像地区消防本部、消防団は、必要に応じて現場指揮本部を設置し、林業関係団体、関係機関 と連携・協力して防御にあたる。

(2) 関係機関への応援要請

火災が拡大し、消火困難と認めるときは、現地災害対策本部を設置し、消防相互応援や自衛隊 の派遣要請により広域的な応援体制をとる。

(3) 空中消火体制

林野火災は、地理的条件が悪く、消防水利が利用不能な場合が多いので、必要に応じて空中消火を行う。

市は、自衛隊等による円滑な空中消火を実施するための体制をとる。

■空中消火の実施方法

空中消火の要請	○ 地上消火が困難と認めるときは、県へ通報し、防災ヘリコプター(福岡市、北九州市の消防ヘリコプター等)、自衛隊ヘリコプター等の空中消火を要請する。
空中消火の支援体制	空中消火を円滑に行うため、次の措置を行う。 陸空通信隊の編成 林野火災用防災地図の作成 空中消火補給基地の設定 臨時ヘリポート等の設定 空中消火用資機材等の点検、搬入

5 応急対策活動

市は、宗像地区消防本部と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、交通規制、警戒区域の設定、避難指示等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 避難所等の開設
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の勧告、指示(緊 急)
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 関係防災機関との調整
- 注) 各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

第4節 海上災害対策

項 目

第1 海上災害の応急対策

第1 海上災害の応急対策

1 災害の対象と対応方針

市域沿岸及びその地先海域において、船舶等からの油流出事故及び海難事故が発生、又は発生のおそれがある場合に、迅速かつ的確にその拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関と密接な連携を保ち、効果的な災害応急対策を実施する。

■対象となる災害の種類

船舶等による	○ 市域沿岸及びその地先海域において、船舶及び貯油施設(屋外貯蔵タンク等)等の事故による大量の油の流出、火災の発生
油流出事故	※有害液体物質(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第3項)の流出事故対策については、第5章 第2節「危険物等災害対策」による。
海難事故	○ 船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難に よる多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生

2 災害対策本部の設置

市長は、事故の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

統括部(危機管理課)は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

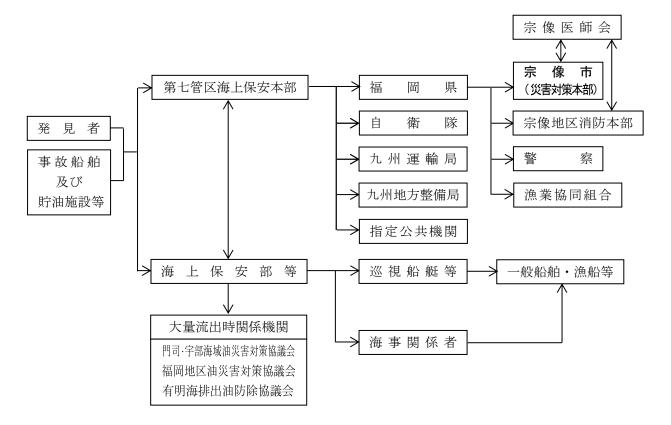
4 応急対策活動

市は、県、漁業協同組合、第七管区海上保安本部等と密接に連携し、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、流出油等の防除措置、船舶交通の制限、警戒区域の設定、避難指示等、必要な応急対策を行う。

■主な活動内容

- 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報
- 沿岸及び地先海面の警戒
- 沿岸住民に対する避難指示
- 沿岸住民に対する警戒区域の設定、火気使用の制限等危険防止のための措置
- 死傷病者の救出、援護(搬送、収容)
- 沿岸漂着の可能性のある油及び沿岸漂着油の防除措置の実施
- 消火作業及び延焼防止作業
- 海上保安部等の行う応急対策への協力
- 事故貯油施設の所有者等に対し、海上への石油等流出防止措置の指導
- 防除資機材及び消火資機材の整備
- 漂流油防除に要した経費及び損失補償要求などの資料作成並びに関係者への指導
- 風評被害に関すること
- 注) 各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

■海上災害情報伝達系統



5 海上災害発生時における応急措置

海上災害の発生時における応急措置については以下のとおりとする。

■海上災害発生時における応急措置

- 関係機関と協力し、負傷者等の救出救護にあたる。
- 管理者は、流出油による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合には、海上に おける船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置について、無線、ラジオ、拡声器 等により付近航行の船舶に対し周知に努める。
- 沿岸の市民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、市民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について広報車等により、市民に対して周知する。
- 関係機関と協力し、流出油の拡散防止を図るため、オイルフェンスの展張、油吸着材及 び油処理剤等の散布、油回収船等による流出油の回収を行う。
- 油流出の事故に際しては、オイルフェンス、化学消火剤、油処理剤等を多量に必要とすることから、防災資機材の調達に協力する。

第5節 放射線災害対策

項 目 第 1 放射線災害の応急対策

第1 放射線災害の応急対策

1 放射線災害の対象と対応方針

本節の放射線災害とは、放射性同位元素等の放射性物質を取り扱う施設(以下「放射性物質取 扱施設」という。)からの火災、その他の災害が起こったこと等による放射線の放出又は運搬中の 事故に伴う放射性物質の漏えい等の発生をいう。

放射線災害が発生したときは、宗像地区消防本部、消防団が中心となり、施設管理者、警察署、 県等と連携をとりながら、被災者の救出と災害の拡大防止等を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

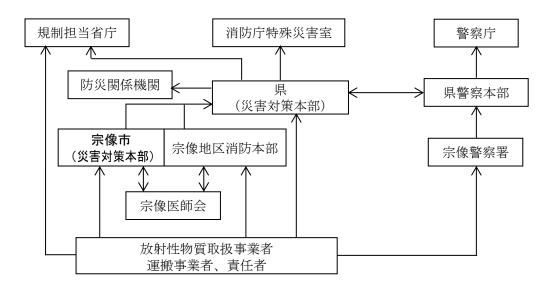
なお、状況に応じて現地災害対策本部を設置する。

3 情報の収集、連絡

統括部(危機管理課)、宗像地区消防本部、消防団は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県及び関係機関に連絡する。

また、市及び関係機関で対応できないときは、県に応援を要請する。

■運搬中の事故に伴う放射性物質の漏えい時等に係る情報連絡系統



4 応急対策活動

市は、災害の拡大を防止するための消防活動、被災者の救出救護、警戒区域の設定等、必要な 応急対策を行う。

■主な活動内容

- 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- 放射線量の測定、モニタリングの実施
- 被災者の救出、救護(搬送・収容)
- 避難所等の開設
- 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難指示
- 死傷病者の身元確認
- 県又は他の市町村に対する応援要請
- 注) 各応急対策活動の詳細は、第3章・4章の関連節を参照。

5 屋内退避・避難誘導等の防護活動

(1) 退避及び避難に関する基準

市は、施設設置者等による放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「屋内退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対し、退避又は避難の区分に応じた措置をとる。

その他放射性物質又は放射線により地域住民が危険にさらされるおそれがある場合においても、 同様の措置をとる。

■屋内退避及び避難に関する指標

予測線量(単位:ミリシーベルト)		
外部被ばくに よる実効線量	放射性ヨウ素による 小児甲状腺の等価線量	防護対策の内容
10~50	100~500	○ 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。○ ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50 以上	500 以上	○ 住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内 に退避するか、又は避難すること。

- 注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づき周辺住民等の防護対策措置 についての指示等が行われる。
 - 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 - 3 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量*が同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。
 - ※ 等価線量:体の場所毎の被ばく量

参考:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」(平成22年最終改訂)

(2) 退避等の方法

市は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避又は避難させる。その際、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮する。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により市民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防い で避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」(平成22年最終改訂)

6 飲料水、飲食物等の摂取制限

(1) 飲料水、飲食物

市民対策班及び宗像地区事務組合は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「食品中の放射性物質の規格基準」(食品衛生法)を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■食品中の放射性物質の規格基準(食品衛生法)

対 象	放射性セシウム
飲 料 水	10 ベクレル/k g
牛 乳	50 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg
一般食品	100 ベクレル/k g

参考:厚生労働省「食品中の放射性物質の新たなる基準値」(平成24年4月1日施行)

(2) 農林水産物の摂取及び出荷制限

産業班は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

■必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

また、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

第6節 原子力災害対策

項 目

第1 原子力災害の応急対策

第1 原子力災害の応急対策

市は、すみやかに職員の非常参集、緊急時モニタリングへの協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立等必要な措置をとるとともに、国、県、糸島市及び原子力事業者等の関係機関と密接な連携を図る。

また、本市が避難先となる場合は、県と調整し、避難所の設置、避難者の誘導等、必要な支援を行う体制をとる。

※ 資料編 13-1 玄海原子力発電所位置図

1 原子力災害の対象と対応方針

本節の原子力災害とは、玄海原子力発電所において災害が起こったことによる放射性物質の漏えい等の発生をいう。

原子力災害が発生したときは、県等と連携をとりながら、災害状況の把握に努めるとともに、 必要に応じて被災者の受け入れ等を行う。

2 災害対策本部の設置

市長は、災害の状況から判断して災害対策本部の設置など適切な配備体制をとり、応急対策活動に必要な班を配備する。

原子力災害に関し、市が処理すべき事務又は業務は次のとおりである。

■処理すべき事務又は業務

所 掌 事 項

- 1 原子力防災に関する知識の普及と啓発
- 2 教育及び訓練の実施
- 3 災害状況の把握及び情報提供
- 4 緊急時モニタリングへの協力
- 5 広域避難民等の受け入れに係る協力
- 6 避難所等の開設
- 7 市民等への汚染飲料水・飲食物の摂取制限
- 8 市民等への汚染農水産物等の出荷制限等
- 9 原子力災害医療への協力
- 10 放射性物質による汚染の除去
- 11 放射性物質の付着した廃棄物の処理
- 12 各種制限措置の解除
- 13 損害賠償の請求等に必要な資料の整備
- 14 情報が十分伝わらないことによる混乱(いわゆる風評被害)の影響の軽減
- 15 文教対策

3 情報の収集及び提供

(1) 定点・定期観測と情報の提供

統括部(危機管理課)は、放射能発生源の観測情報を収集するとともに、災害発生後の放射能等 に関する市内の定点・定期観測の体制を整え、観測値の変動に注視する。

また、市ホームページ等を通じて随時市民に情報提供を行う。

(2) 市民等への情報伝達活動

統括部(危機管理課)及び総務対策班は、原子力災害の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、県等が講じている施策に関する情報、交通規制など、市民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

情報提供に際しては、コミュニティ運営協議会、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員等 を活用し、要配慮者に配慮する。

また、市緊急情報伝達システム(エリアメール・緊急速報メール、BizFAX)、防災行政無線、インターネットやメール等を活用した情報提供を行う。

なお、インターネット等の情報を注視し、誤情報の拡散が発生した場合は、公式見解をいち早く発表する等、誤情報の拡散抑制を図る。

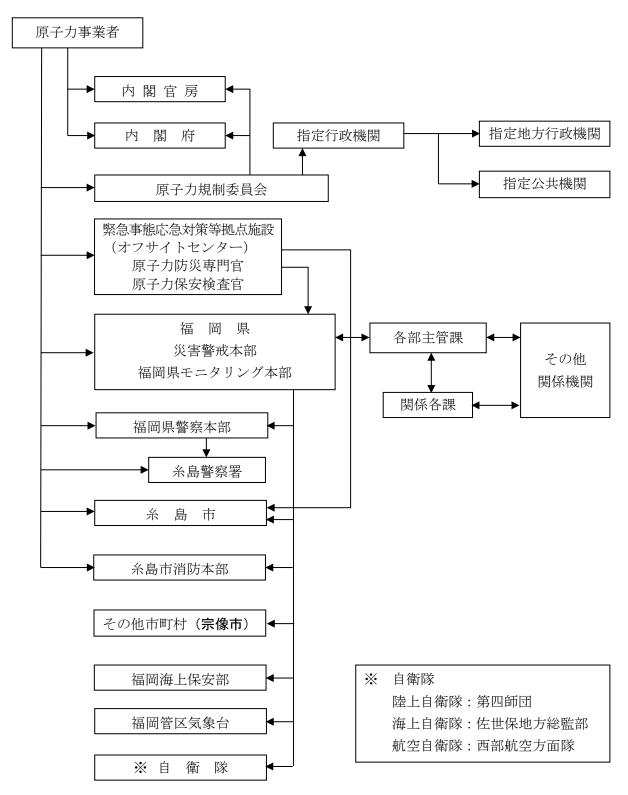
(3) 市民等からの問い合わせに対する対応

総務対策班は、市民からの問い合わせに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

この窓口は、事故の状況を考慮し、必要に応じて 24 時間受付体制等の対応を行うとともに、市 民等のニーズを見極め、情報の収集・整理を行う。

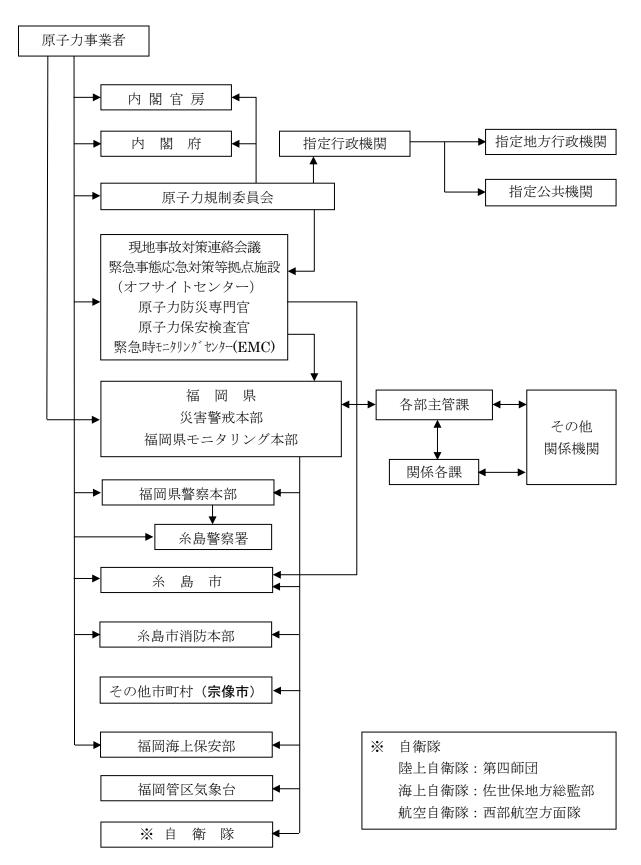
また、県等の協力を得て、状況に応じた質疑応答集を作成し、市民相談窓口に備え置くようにする。

■情報収集事態及び警戒事態発生時の情報伝達経路



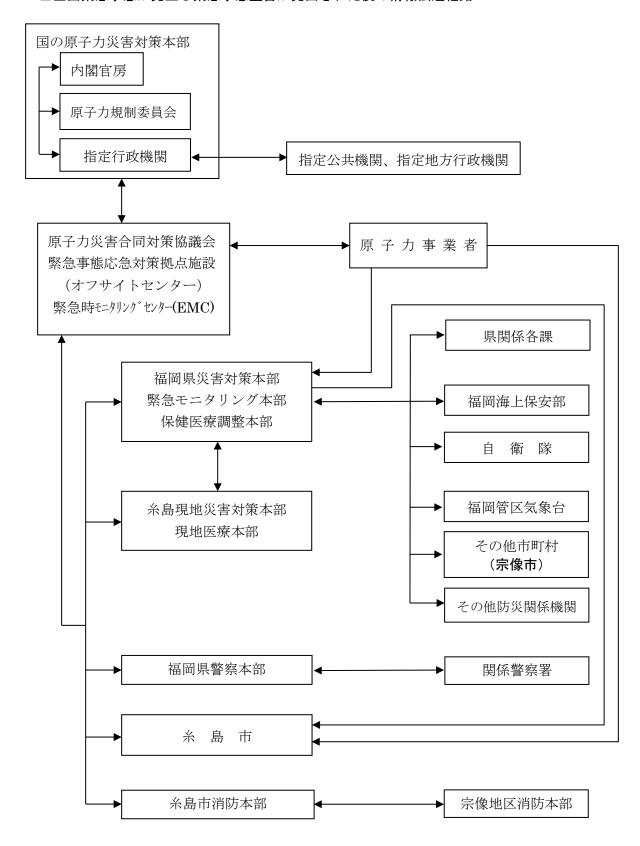
出典:福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

■施設敷地緊急事態発生時の情報伝達経路



出典:福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

■全面緊急事態が発生し緊急事態宣言が発出された後の情報伝達経路



(注) 緊急事態宣言発出前に県災害対策本部等が設置された場合もこれに準じる。

出典:福岡県地域防災計画 原子力災害対策編

4 広域避難者の受け入れ

(1) 避難者の受け入れ

統括部(危機管理課)は、原子力災害の発生地周辺市町に避難のための立ち退きの勧告又は指示が出された際に、本市が避難先として避難者を受け入れる場合においては、県との調整により受け入れ人数を設定し、「メイトム宗像(市民活動交流館)」において受け入れを行う。

また、避難所の開設や避難者の誘導等、必要な支援を行うよう各班に指示を行う。

市民対策班は、自家用車等の車両による避難を考慮し、駐車スペースの確保が容易な避難所において受け入れる体制を整える。

受け入れの際は、主要避難経路からの進入路に誘導員を配置する等、避難が円滑に実施されるための協力を行う。

なお、広域避難については、この計画に定めるもののほか、県が別に定める「原子力災害広域 避難基本計画」に基づき実施する。

※ 資料編 13-3 原子力災害における広域的避難

■OILに基づく避難への協力

○ 避難を受け入れる場合、糸島市の「原子力災害広域避難個別計画」に定める避難所を提供し、避難所において糸島市の職員の補助を行うなど、必要な協力を行う。

(2) 避難者の健康対策

健康福祉班は、避難所等における避難者の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時 検査等の原子力災害医療に協力する。

その際は、本計画のほか、県の「緊急被ばく医療マニュアル」に基づき実施する。

5 市民の緊急避難への対応

(1) 退避及び避難に関する基準

全面緊急事態が発生し、原子力緊急事態宣言が発出された場合、県は、国の指示に基づき、糸島市以外の市町村に対しては、屋内退避を行うよう指示する可能性がある旨の注意喚起を行うとともに、対象地域の行うOILに基づく防護措置の準備への協力を要請する。

統括部(危機管理課)は、県からの注意喚起や協力要請があった場合には、すみやかに対応を 図る。

また、放射性物質の汚染状況調査の結果、予測線量が「退避及び避難に関する指標」に掲げる線量区分に該当すると認められる場合は、当該地域住民に対して緊急避難の措置をとる。

■屋内退避及び避難に関する指標

予測線量(単位:ミリシーベルト)		
外部被ばくに よる実効線量	放射性ヨウ素による 小児甲状腺の等価線量	防護対策の内容
10~50	100~500	○ 住民は、自宅等の屋内へ退避すること。 その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。○ ただし、施設から直接放出される中性子線 又はガンマ線の放出に対しては、指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避 難すること。

予測線量(単位:ミリシーベルト)			
外部被ばくに 放射性ヨウ素による よる実効線量 小児甲状腺の等価線量		防護対策の内容	
50 以上	500 以上	○ 住民は、指示に従いコンクリート建家の屋 内に退避するか、又は避難すること。	

- 注) 1 予測線量は、災害対策本部等において算定され、これに基づき周辺住民等の防護対策措置 についての指示等が行われる。
 - 2 予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 - 3 外部被ばくによる実効線量と放射性ヨウ素による小児甲状腺の等価線量*が同一レベルに ないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策をとるものとする。
 - ※ 等価線量:体の場所毎の被ばく量

参考:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」(平成22年最終改訂)

(2) 退避等の方法

統括部(危機管理課)は、あらかじめ定める屋内退避・避難誘導の方法に基づき、対象者を退避又は避難させる。その際、要配慮者、特に避難行動要支援者に配慮する。

また、避難時の服装等について、広報車及び消防団等により市民等への周知を図る。

■避難時の服装等

- ゴーグル、マスク、ビニールカッパ、ゴム手袋、ゴム長靴を着用し、皮膚の露出を防い で避難すること。
- 避難する前に身体の傷口の有無をチェックし、傷口はテープ等で塞ぐこと。

参考:原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」(平成22年最終改訂)

また、統括部(危機管理課)は、被害地域の拡大により、当該地域住民以外にも市民の緊急的な避難が必要となった場合には、すみやかに市民に広報するとともに、第3章・4章の「第6節避難対策」に基づき、すみやかに避難を行う。

なお、現場や県による情報、風向き等の気象情報等を収集・整理し、避難方向や避難場所について適切に判断する。

(3) 県外への避難

県外に避難しなければならない場合は、「九州・山口9県災害時応援協定」等の協定や災害対策 基本法に基づく広域一時滞在等をふまえた県の助言を受けるとともに、支援要請等の必要な調整 を行う。

6 応急対策活動

(1) 応急対策活動体制

統括部(危機管理課)及び関係各班は、すみやかに職員の非常参集、県の緊急時モニタリング調査への協力体制の確立、情報の収集・連絡体制の確立、屋内退避指示が必要な場合等に備えた市民への情報伝達体制等の必要な措置をとるとともに、県等の関係機関と密接な連携を図る。

(2) 緊急モニタリング活動への協力

市民対策班は、県より緊急モニタリング活動への協力を依頼された場合、これに協力する。

なお、緊急時モニタリングの結果は、県の災害警戒本部又は災害対策本部等を通じて受け取る。 協力する事項は次のとおりである。

■緊急モニタリング活動への協力事項

- 環境試料の採取・運搬、空間放射線のモニタリング
- 要員の派遣
- 資機材の貸与

※ 資料編 13-2 緊急時モニタリング(福岡県)

(3) 原子力災害医療活動

大規模な原子力災害が発生した場合、避難者の被ばくが想定されることから、避難所等における避難者等の健康管理に配慮するとともに、県が行う避難退域時検査等の原子力災害医療に協力する。

(4) 飲料水、飲食物の摂取制限等

市民対策班及び宗像地区事務組合は、国の指導・助言、指示又は県の指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、「食品中の放射性物質の規格基準」(食品衛生法)を超え又は超えるおそれがあると認められる場合は、汚染飲料水(水道水を除く)の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の必要な措置を講じる。

また、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

■食品中の放射性物質の規格基準(食品衛生法)

対象	放射性セシウム
飲 料 水	10 ベクレル/kg
牛 乳	50 ベクレル/kg
乳児用食品	50 ベクレル/kg
一般食品	100 ベクレル/k g

参考:厚生労働省「食品中の放射性物質の新たなる基準値」(平成24年4月1日施行)

(5) 農林畜産物等の採取及び出荷制限

産業班は、農林畜産物等の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、県からの指示内容について周知するとともに、県の指示等に基づき、下記の措置を講じるよう指示する。

■必要となる措置

- 農作物の作付け制限
- 農林畜産物等の採取、漁獲の禁止
- 農林畜産物等の出荷制限
- 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の施用・使用・生産・流通制限
- その他必要な措置

また、上記の措置の内容について、市民への周知徹底及び注意喚起に努める。

(6) 飲料水、飲食物の供給

市民対策班及び宗像地区事務組合は、飲料水、飲食物の摂取制限等の措置を指示したときは、必要に応じて市民への応急給水等の措置を講じる。

なお、OIL及び食品衛生法上の基準値をふまえた国の指導・助言、指示、又は国の指示等に 基づく県の指導・助言、指示に基づき、飲料水、飲食物の出荷制限及び摂取制限、農林水産物等 の採取及び出荷制限を解除する。

(7) 文教対策

公立の学校等は、原子力災害発生後、県又は関係機関に対し、学校施設の汚染状況について調査を依頼するとともに、その調査結果を市に連絡する。

調査結果の連絡を受けた市は、すみやかにその内容を県に連絡する。

また、市は、県等と連携し、公立の学校等やその通学路等の汚染状況を調査し、学校運営に著しく支障となる場合や汚染の拡大が予測される場合は、早急に関係機関と連携し、放射性物質による汚染の除去(除染)を行う。

私立の学校等も同様に、学校施設の汚染状況について調査する。

その結果については、設置者等へ連絡するとともに、市及びその他必要な機関に対し連絡を行 うものとする。

(8) 放射性物質の付着した廃棄物及び土壌の処理

建設班及び市民対策班は、原子力災害及び除染に伴い発生した放射性物質の付着した廃棄物及び土壌については、国の主導のもと、県、原子力事業者等と連携して、適正な処理対策を行う。

(9) その他の応急活動

原子力災害に必要な応急対策活動は、次のとおりである。

■主な活動内容

- 災害状況の実態把握及び的確な情報の収集
- 関係防災機関への連絡及び対応の調整
- 広域避難者の受け入れ
- 放射性物質の拡散による影響が予想される警戒区域の設定及び立入制限、付近住民に対する避難指示
- 県又は他の市町村に対する応援
- 注) 各項目の詳細は、第3章・4章の関連節を参照のこと。